

外国籍会社向け新規上場パンフレット

第1章 はじめに

◇ 本パンフレットの目的

昨今、アジア地域の企業を中心に、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）への新規上場に対する関心が高まっています。

東証に新規上場するための基準や新規上場申請時の提出書類等は、新規上場申請会社の登記国にかかわらず、基本的には同じですが、内国籍会社と外国籍会社とでは、多少の差異があります。

本パンフレットは、外国籍会社が東証に新規上場するための基準等の概要及び内国籍会社との差異等について、解説した補足資料になります。

◇ 東証の市場構造

東証では、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の主に3つの市場を提供しています。外国籍会社にも、この3つの市場のいずれかを選択して上場いただくことになります。

プライム市場

多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場です。

スタンダード市場

公開された市場における投資対象として一定の時価総額（流動性）を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場です。

グロース市場

高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場です。申請会社には「高い成長可能性」を求めており、申請会社が高い成長可能性を有しているか否かについては、主幹事証券会社がビジネスモデルや事業環境などを基に評価・判断します。

さらに、新規上場後も会社のステージと各市場区分のコンセプトを踏まえて、市場区分を変更することができます。

◇ 外国籍会社にとっての東証上場の意義

東証に外国籍会社の株式が上場されると、一般に次のようなメリットがあると言われています。

日本における信用力と知名度の向上

東証上場会社になることによって、日本において認知され、また将来性のある企業というステータスが得られ、日本の取引先・金融機関等の信用力が高くなります。同時に、M&A等のビジネス拡大の機会の獲得にも寄与します。また、株式市況欄をはじめとする日本の新聞報道等の機会が増えることにより、日本における会社の知名度が向上するとともに、優秀な人材を獲得しやすくなることが期待できます。

また、上場企業となること自体に、一般に次のようなメリットがあると言われています。

社内管理体制の充実と従業員の士気の向上

予算管理や人事労務管理等の会社の状況を適時適切に把握することが可能になることにより、経営判断を行いやすくなります。加えて、全社的なコンプライアンス意識の向上も見込まれます。また、パブリックカンパニーとなることにより、役員・従業員のモチベーションが向上することも期待できます。

資金調達の円滑化・多様化

上場会社は、取引所市場における高い流動性を背景に発行市場において公募による時価発行増資、新株予約権・新株予約権付社債の発行等、直接金融の道が開かれ、資金調達能力が増大することにより財務体質の改善・充実を図ることができます。

◇ 新規上場の仕組み

株式の上場は、その株式の発行会社の申請に基づき行われます。株式が上場されると不特定多数の投資者の投資対象物件となるため、投資者保護の観点から上場会社としての一定の適格性を有しているかどうかについて、東証（注）による上場審査が行われます。東証では新規上場に関する諸規則を定めており、それらに基づいて上場審査を行います。

新規上場に関する諸規則は、「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」及び「上場審査等に関するガイドライン」によって構成されています。

諸規則によって定められた上場審査基準には、株主数や利益の額など定量的な基準である「形式要件」と、開示の体制やコーポレート・ガバナンスの状況などを確認する定性的な基準である「実質基準」があります。それぞれ、後述する「形式要件」と「実質基準」をご覧ください。

上場審査の結果、申請会社の上場適格性が確認された場合、東証は申請会社の上場を承認し、公表します。その後、公募・売出しの手続きを経て上場します。

（注）実際の審査は、東証から委託を受けた日本取引所自主規制法人が行います。

◇ 外国籍会社向けの上場規程等の適用に対する基本的な考え方

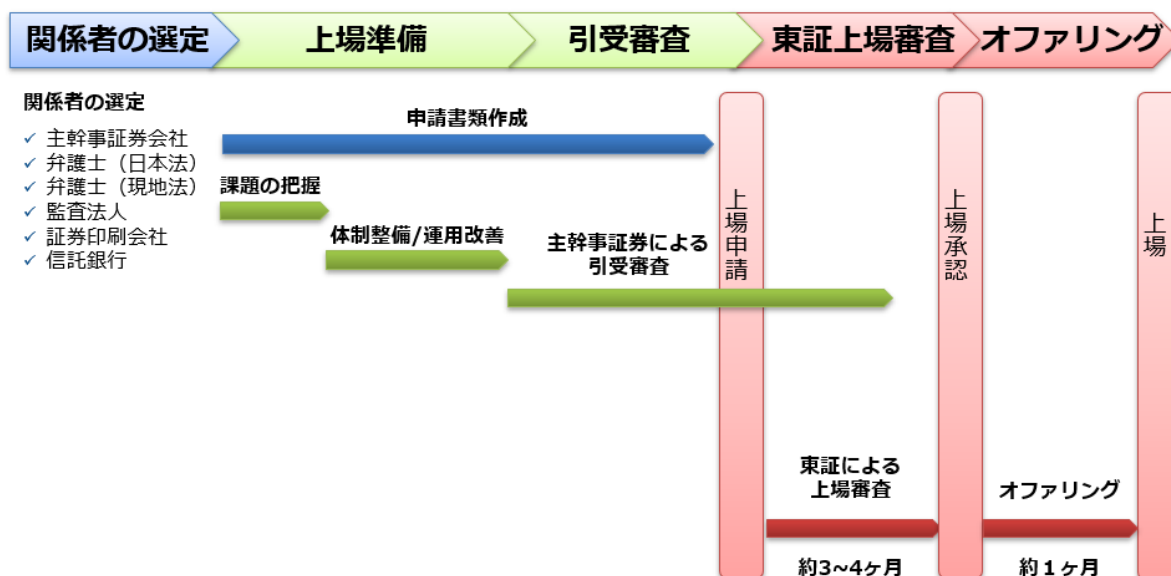
新規上場するための基準等は、内国籍会社であっても、外国籍会社であっても、基本的には同一ですが、外国籍会社の場合、本国等における法制度や実務慣行等を勘案し、上場規程等の適用を判断することとしています。

◇ 上場スケジュール

外国籍会社が東証に上場を申請する場合、上場審査には原則として約3~4か月を要することとなります。東証による上場承認後、公募手続き（IPO）に約1か月を要することから、上場申請から実際の上場日まで、合計で約4~5か月がモデル日程となります。

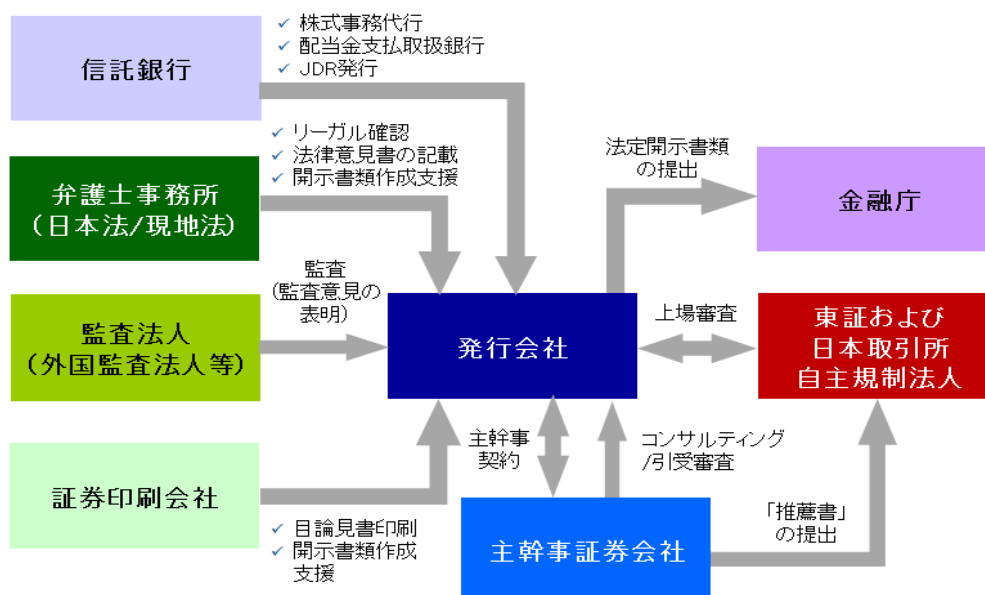
なお、上場申請までの上場準備・引受審査期間は会社の体制整備状況や引受証券会社の引受方針より異なります。

上場スケジュール



◇ IPO 関係者の役割

外国企業の東証上場においては、東証を含めた以下の日本国内外の関係者が主要な役割を果たします。関係者は相互に連携を取りながら、企業の東証上場に向けた準備をサポートします。



主幹事証券会社 (東証参加者)	発行会社と主幹事契約を締結して引受業務を提供するとともに、発行会社に上場に関するアドバイスの提供や上場スケジュールの策定等のコンサルティングを行う等、上場準備全体に関与します。また、上場に際して、東証に上場適格性調査に関する報告書を提出します。
弁護士事務所 ¹	日本法と現地法における差異の確認、上場に際して必要な法律に関する事項を確認するとともに、法律意見書 ² を作成いただきます。また、国内弁護士事務所においては、新規上場申請に際しての必要書類の作成や、上場後の上場外国企業の代理人として、会社情報の開示業務を行うことがあります。
監査法人 (外国監査法人等)	会計組織の整備及び財務諸表に関する助言を行うとともに、財務諸表の監査（監査意見の表明）を行います。
東証	企業・IPO 関係者等に対して上場制度の紹介、上場に関する事前の相談等を行います。
信託銀行	上場後は日本の株主との関係で株式事務の代行業務を行うほか、配当金支払取扱銀行として配当金の支払いに関する業務を行うことがあります。また、JDR での上場に際しては、JDR の発行等の役割を担います。

¹ 日本法と現地法の確認が必要となるため、一般的には国内の弁護士事務所と現地の弁護士事務所からサポートを受けることとなります。

² ・上場に伴う提出書類における記載事項の適正性及び、発行会社が現地法令を遵守していることを示す法律意見書等
 ・募集又は売出しが適法であること及び有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書等

第2章 東証の新規上場基準

◇ 外国籍会社が東証上場する際に適用される新規上場基準（形式要件・実質基準）

原則、外国籍会社の新規上場基準においては、形式要件及び実質基準においても、内国籍会社の新規上場時と同一の基準が適用されます。

一方で、場合によっては外国籍会社のみ適用される、または適用されない基準も存在するため、以下では、上場市場区分別に新規上場基準を記載します。

➤ 形式要件

■ プライム市場

項目	形式要件（プライム市場）
(1) 株主数（上場時見込み）	800人以上
(2) 流通株式（上場時見込み）	a.流通株式数 2万単位以上 b.流通株式時価総額 100億円以上
(3) 時価総額（上場時見込み）	250億円以上
(4) 事業継続年数	3か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること
(5) 純資産の額（上場時見込み）	連結純資産の額が50億円以上 （かつ、単体純資産の額が負でない）
(6) 利益の額又は売上高 （利益の額については、連結経常利益金額に少数株主損益を加減）	次のa又はbに適合すること a.最近2年間における利益の額の総額が25億円以上 b.最近1年間の売上高が100億円以上 かつ 時価総額が1,000億円以上
(7) 虚偽記載又は不適正意見等	a.最近2年間の有価証券報告書等に「虚偽記載」なし b.最近2年間（最近1年間を除く）の財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「除外事項を付した限定付適正」 c.最近1年間の財務諸表等の監査意見が原則として「無限定適正」 d.申請会社に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にはあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと (a) 最近1年間の内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載 (b) 最近1年間の内部統制監査報告書に「意見の表明をしない」旨の記載
(8) 合併等の実施の見込み	次のa及びbに該当するものでないこと a.合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化若しく

項目	形式要件（プライム市場）
	は事業の譲受け若しくは譲渡を行った場合又は2年以内に行う予定のある場合で、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなる場合 b.新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を2年以内に行う予定のある場合
(9) 指定振替機関における取扱い	指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務若しくは振替業における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みがあること。
(10) 株券等の譲渡制限	新規上場申請を行った外国株券等の譲渡について、制限を行っていないこと（但し、本国の法律の適用を受けるために必要と認められる場合等については、当取引所の市場における売買を阻害しない限りにおいて、この限りではありません。）
(11) 預託契約等	新規上場申請が外国株預託証券等である場合は、預託契約等の必要な契約が有価証券上場規程施行規則で定めるところにより締結されるものであること。

(注)

- ・ (2) に関し、内国籍会社に求められる流通株式比率について、外国籍会社の形式要件では求められません。
- ・ (9)、(10)、(11) は外国籍会社に求められる独自の基準です。

■ スタンダード市場

項目	形式要件（スタンダード市場）
(1) 株主数（上場時見込み）	400人以上
(2) 流通株式（上場時見込み）	a.流通株式数 2,000単位以上 b.流通株式時価総額 10億円以上
(3) 時価総額（上場時見込み）	-
(4) 事業継続年数	3か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること
(5) 純資産の額（上場時見込み）	連結純資産の額が正
(6) 利益の額又は売上高 （利益の額については、連結経常利益金額に少数株主損益を加減）	最近1年間の利益の額が1億円以上
(7) 虚偽記載又は不適正意見等	a.最近2年間の有価証券報告書等に「虚偽記載」なし b.最近2年間（最近1年間を除く）の財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「除外事項を付した限定付適正」

項目	形式要件（スタンダード市場）
	<p>c.最近 1 年間の財務諸表等の監査意見が原則として「無限定適正」</p> <p>d.申請会社に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にはあつては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと</p> <p>（a）最近 1 年間の内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載</p> <p>（b）最近 1 年間の内部統制監査報告書に「意見の表明をしない」旨の記載</p>
(8) 合併等の実施の見込み	<p>次の a 及び b に該当するものでないこと</p> <p>a.合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行った場合又は 2 年以内に行う予定のある場合で、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなる場合</p> <p>b.新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を 2 年以内に行う予定のある場合</p>
(9) 指定振替機関における取扱い	<p>指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務若しくは振替業における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みがあること。</p>
(10) 株券等の譲渡制限	<p>新規上場申請を行った外国株券等の譲渡について、制限を行っていないこと（但し、本国の法律の適用を受けるために必要と認められる場合等については、当取引所の市場における売買を阻害しない限りにおいて、この限りではありません。）</p>
(11) 預託契約等	<p>新規上場申請が外国株預託証券等である場合は、預託契約等の必要な契約が有価証券上場規程施行規則で定めるところにより締結されるものであること。</p>

(注)

- ・ (2) に関し、内国籍会社に求められる流通株式比率について、外国籍会社の形式要件では求められません。
- ・ (9) 、 (10) 、 (11) は外国籍会社に求められる独自の基準です。

■ グロース市場

項目	形式要件（グロース市場）
(1) 株主数（上場時見込み）	150人以上 （上場時まで500単位以上の公募を行うこと）
(2) 流通株式（上場時見込み）	a.流通株式数 1,000単位以上 b.流通株式時価総額 5億円以上
(3) 時価総額（上場時見込み）	-
(4) 事業継続年数	1か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること
(5) 純資産の額（上場時見込み）	-
(6) 利益の額又は売上高 （利益の額については、連結経常利益金額に少数株主損益を加減）	-
(7) 虚偽記載又は不適正意見等	a.「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間を除く）において、「無限定適正」又は「除外事項を付した限定付適正」 b.「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書等（最近1年間）において、「無限定適正」 c.上記監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」なし d.新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと （a）最近1年間の内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載 （b）最近1年間の内部統制監査報告書に「意見の表明をしない」旨の記載
(8) 指定振替機関における取扱い	指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務若しくは振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。
(9) 株券等の譲渡制限	新規上場申請を行った外国株券等の譲渡について、制限を行っていないこと（但し、本国の法律の適用を受けるために必要と認められる場合等については、当取引所の市場における売買を阻害しない限りにおいて、この限りではありません。）
(10) 預託契約等	新規上場申請が外国株預託証券等である場合は、預託契約等の必要な契約が有価証券上場規程施行規則で定めるところにより締結されるものであること。

(注)

- ・ (1) に関し、公募は本邦内において行うものに限ります。
- ・ (2) に関し、内国籍会社に求められる流通株式比率について、外国籍会社の形式要件では求められません。
- ・ (8)、(9)、(10) は外国籍会社に求められる独自の基準です。

➤ **実質基準**

■ **プライム市場**

項目	実質基準（プライム市場）
企業の継続性及び収益性	継続的に事業を営み、安定的かつ優れた収益基盤を有していること
企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること
企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること
企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること
その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項	-

(注)

- ・新規上場申請者が外国籍会社であるときの上場審査は、当該新規上場申請者の本国等における法制度及び実務慣行等を勘案して行います。
- ・「その他公益又は投資者保護の観点」としては、株主等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、不当に制限されていないこと、等を含みます。

■ スタンダード市場

項目	実質基準（スタンダード市場）
企業の継続性及び収益性	継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること
企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること
企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること
企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること
その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項	-

(注)

- ・新規上場申請者が外国籍会社であるときの上場審査は、当該新規上場申請者の本国等における法制度及び実務慣行等を勘案して行います。
- ・「その他公益又は投資者保護の観点」としては、株主等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、不当に制限されていないこと、等を含みます。

■ グロース市場

項目	実質基準（グロース市場）
企業内容、リスク情報等の開示の適切性	企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること
企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること
企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること
事業計画の合理性	相応に合理的な事業計画を策定しており、当該事業計画を遂行するために必要な事業基盤を整備していること又は整備する合理的な見込みのあること
その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項	-

(注)

- ・新規上場申請者が外国籍会社であるときの上場審査は、当該新規上場申請者の本国等における法制度及び実務慣行等を勘案して行います。
- ・「その他公益又は投資者保護の観点」としては、株主等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、不当に制限されていないこと、等を含みます。

◇ 外国籍会社向けの特徴等

➤ 預託証券（DR : Depository Receipts）

外国籍会社が東証へ上場するスキームとして預託証券（JDR、ADR、GDR 等）を用いて上場することも可能です。

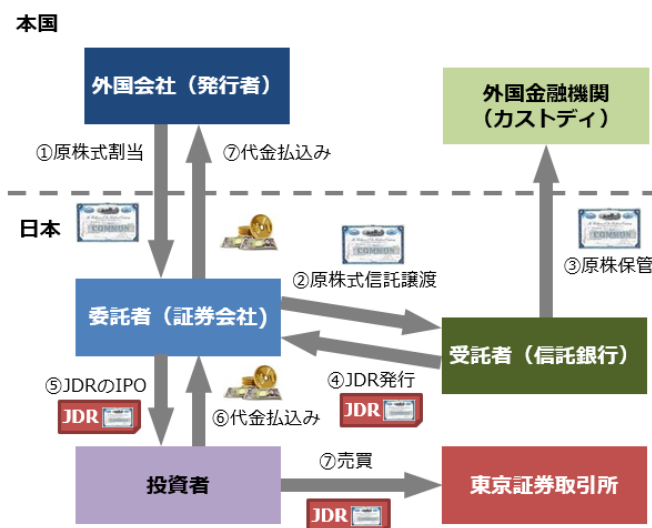
日本型預託証券（JDR : Japan Depository Receipts）の具体的な仕組みは下記のとおりです。

JDRとは

- Japanese Depository Receiptの略。
- 原株式を信託財産とする受益証券発行信託の受益証券（金商法2条1項14号）。
- 発行者（金商法上の開示義務者）は原株式の発行者。
- **内国証券扱いとなる点に特徴。**
- 現地法により原株式の直接上場に制約がある場合に有用な手段。

JDRのメリット

- JDRは内国所有証券として取り扱われるため、日本企業と同様の個人投資家による売買が期待される
- 具体的には以下のメリットがある。
 - 全国の証券会社を通じて売買可能（信用取引も多くの証券会社で対応）
 - 特定口座の取引対象となり、外国証券取引口座の開設も不要



JDR を用いた外国籍会社の東証上場において、各市場への上場に際して求められる形式要件の注意点は下記の通りです。

- ・株主数に係る形式要件は、JDR 受益者数に基づいて算出されます。
- ・流通株式に係る形式要件は、流通株として認められた JDR 口数に基づいて算出されます。
- ・時価総額に係る形式要件は、JDR 口数に基づいて算出されます。

➤ 東証以外を主たる市場とする外国籍会社

外国の証券取引所に既に上場しており、東証以外を主たる市場とする外国籍会社が、上場申請する場合における実質基準について、東証が適当と認める場合には、実質基準の全部または一部に適合しているものとして、取り扱うことがあります。

【注】

- (1) 形式要件については主たる市場が東証か否かに関わらず同一です。
- (2) 主たる市場に関しては、当該外国籍会社の既上場取引所における流通の状況等を勘案して、当取引所が認定するものとします。

▶ 民営化外国会社

プライム市場またはスタンダード市場へ新規上場する外国籍会社で、新規上場申請者が民営化外国会社（本国の政府が資本の全額を出資する者から、財産並びに権利及び義務を譲り受けてその者が行っていた事業を営む外国会社若しくは本国の政府により発行済株式総数の過半数が所有されていた外国会社で、政府所有株式の全部若しくは一部の売却により当該株式が民間に所有されることとなったもの又はこれらに類すると当取引所が認める外国会社をいう。以下同じ。）である場合には、各市場の形式要件において下記のような注意点を要します。

<プライム市場>

- 事業継続年数

民営化外国会社が営む事業が新規上場申請日から起算して3年前より前から継続的に行われていること。

- 利益の額又は売上高

過去において財務書類を作成していない場合で、新たな作成が著しく困難な場合、当該形式要件で求められる期間は当取引所が定める期間とする。

- 虚偽記載又は不適正意見等

過去において財務書類を作成していない場合で、新たな作成が著しく困難な場合、当該形式要件で求められる期間は当取引所が定める期間とする。

<スタンダード市場>

- 事業継続年数

民営化外国会社が営む事業が新規上場申請日から起算して3年前より前から継続的に行われていること。

- 利益の額

過去において財務書類を作成していない場合で、新たな作成が著しく困難な場合、当該形式要件で求められる期間は当取引所が定める期間とする。

- 虚偽記載又は不適正意見等

過去において財務書類を作成していない場合で、新たな作成が著しく困難な場合、当該形式要件で求められる期間は当取引所が定める期間とする。

◇ 上場料金等

<新規上場時>

	主たる市場が東証の場合			主たる市場が東証以外の場合
	プライム	スタンダード	グロース	
上場審査料	400万円	300万円	200万円	200万円
新規上場料	1,500万円	800万円	100万円	250万円+定率料金(注1)
公募・売出料	・公募株式数×公募価格×0.09% ・売出株式数×売出価格×0.01% (注2)			—

注1：定率料金は、上場外国株券等の数に2銭2厘5毛を乗じて得た金額に、次のaからcまでに定める本邦内に住所又は居所を有する法人及び個人の所有に係る外国株券等の数の上場外国株券等の数に対する比率の区分に応じ、当該aからcまでに定める数値を乗じて得た金額とします。

- a 5%超の場合 10分の1
- b 2%超5%以下の場合 20分の1
- c 2%以下の場合 50分の1

注2：グロースの新規上場料と公募・売出料の合計は2,000万円が上限です。

<年間上場料>

上場時価総額	主たる市場が東証の場合			主たる市場が東証以外の場合
	プライム	スタンダード	グロース	
50億円以下	96万円	72万円	48万円	12万円
50億円超 250億円以下	168万円	144万円	120万円	24万円
250億円超 500億円以下	240万円	216万円	192万円	48万円
500億円超 2,500億円以下	312万円	288万円	264万円	60万円
2,500億円超 5000億円以下	384万円	360万円	336万円	72万円
5,000億円超	456万円	432万円	408万円	84万円